

## 松江市営野球場利用料金表

(単位:円)

### (ア)野球場

利用区分	時間区分		1時間につき
占用利用	一般、高校生 利用	平日	2,340
		祝土日	2,800
	中学生以下 利用	平日	1,170
		祝土日	1,400
	アマチュアスポーツ以外 利用	平日	19,440
		祝土日	23,320
	高齢者・障がい者 利用	平日	1,170
		祝土日	1,400

### (イ)研修室

利用区分	時間区分		1時間につき
占用利用	一般利用		330
	営利宣伝を目的とした場合		410

設備等の名称	単位	金額	備考
スコアボード	30分	200	
放送施設	1回(日額)	3,130	
BSO操作盤	1試合	200	
照明施設	30分(全灯)	3,400	一般利用時
	30分(3/4)	2,440	
	30分(1/2)	1,900	
	30分(1/4)	1,210	
	30分(全灯)	2,380	高校生以下利用時
	30分(3/4)	1,700	
	30分(1/2)	1,330	
	30分(1/4)	840	

#### ※備考

- 1、営利又は、宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする(高校野球の場合の基準額は、1にかかわらず、当該利用料金の基準額の5割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)(イ)は料金表の通り徴収する)
- 2、利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする
- 3、1時間に満たない場合は、1時間として算定する
- 4、2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする
- 5、その他の設備器具を利用する場合の基準額は、教育委員会規則で定める
- 6、研修室の利用料金は、野球場を占用利用する場合は徴収しない

## その他共通設備料金表

設備等の名称	単位	金額	備考
冷房及び暖房	1時間	250	
放送設備	1回(日額)	1,100	携帯型
シート	1日1枚	200	
湯沸設備	1回(日額)	510	
シャワー	1回	100	
テント	1日1張	510	
売店コーナー	1区画1日	1,250	1区画4㎡当たり。指定管理者が認可した業者に限る。
映像設備1式	1回(日額)	510	
長机	1日1脚	50	
折りたたみ椅子	1日1脚	20	
ベンチ	1日1脚	50	
石油ストーブ	1日1台	510	
特殊電気装置	実費徴収		コンセント含む

その他指定管理者が指示する消耗品等については、利用者の負担とする